# ID:　178

## 担当部署:　教育委員会事務局 生涯学習課

|  |  |
| --- | --- |
| **処分の概要** | 使用料の減免 |
| **例規名****根拠条項** | 藤崎町農業者トレーニングセンター条例　第8条 |
| **例規番号** | 平成17年条例第125号 |
| 【根拠条文】(使用料の減免)第8条　教育委員会は、特に必要があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。【基準】根拠条文及び藤崎町農業者トレーニングセンター管理運営規則第9条の規定による。(使用料の減免)第9条　条例第8条の規定による使用料の減免は、次のとおりとする。(1)　藤崎町又は藤崎町教育委員会が主催する体育・文化活動に使用する場合　全額免除(2)　教育委員会が認定した団体がその目的達成のための行事に使用する場合は、電気使用料、暖房使用料、附属設備使用料に係るものを除き、全額免除(3)　藤崎町内の小学校・中学校及び保育所・園が教科及び教科外活動に使用する場合施設使用料・電気使用料・暖房使用料・附属設備使用料　全額免除。ただし、通常の使用と認められない場合は、電気使用料・暖房使用料・附属設備使用料を徴収することができる。(4)　藤崎町の社会教育団体若しくは福祉団体又は学校教育、保育所・園等に附属する団体が目的達成の行事に使用する場合　電気使用料・暖房使用料・附属設備使用料を除き、5割免除2　前項各号に定めるもののほか、特に教育長が認めた場合は、電気使用料、暖房料使用料、附属設備使用料に係るものを除き、減免することができる。3　前2項の使用料の減免を受けようとする場合は、申請書に記載して提出し、その許可を受けなければならない。 |
| **標準処理期間** | 3日 |
| 備考 |  |
|  |
| **設定年月日** | 平成27年10月13日 | **最終変更年月日** | 　年　　月　　日 |